

# 序章



## 序-1 「景観」と「景観まちづくり」

### (1) 「景観」の考え方

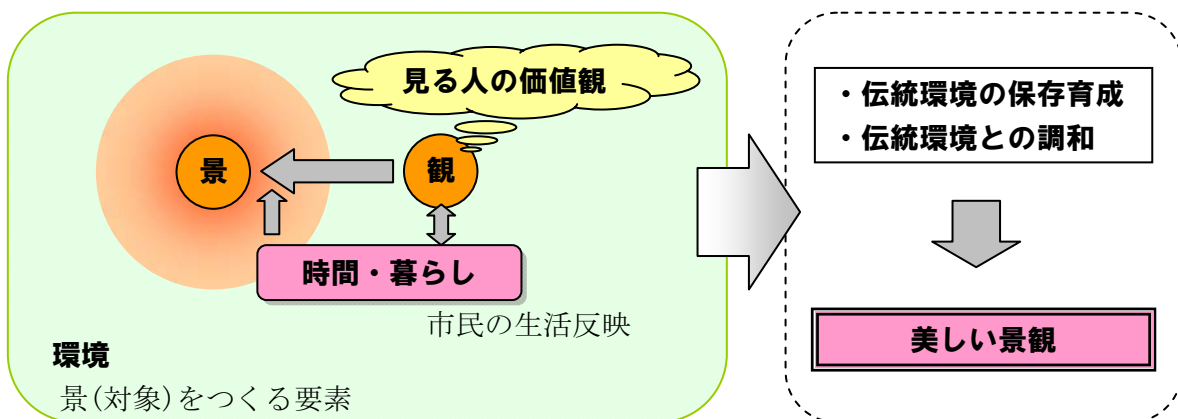
一般的に「景観」とは、ある場所からみた「目に見える地域の姿」を指す場合や、「歴史的景観」「賑わいのある景観」等のように、目に見える対象の特性・イメージ・印象を指す。

また、「景観」という言葉は「景」と「観」からなっており、「景」は状況概念としての視覚的対象のありさま・様子を示し、「観」は認識概念としての見方・捉え方を示しており、「景観」とはいわば「目に見える対象と見る人の価値観」の相互的な関係と捉えることができる。

さらに「景観」は、その地域の地形、長い歴史や伝統を経て人々に受け継がれてきたその地域の人々の文化や暮らし、季節ごとの習わしや、一日の移ろいが大きく影響し、それらが“地域らしさ”を生み出す。

一方、「景観」が、見る人の価値観によって大きく左右されるということは、同じ対象であっても見る人によって良い景観とも悪い景観ともなり得るということであるが、本市においては、これまで積み重ねてきた伝統環境と近代的都市景観の調和を後代に継承するため、先人たちの努力の成果を受け継いだ金沢固有の魅力ある景観を市民共通の財産として捉え、あらゆる人々が共感できる美しい景観形成を目指すことが大切である。

### 金沢における景観の考え方



#### 【伝統環境とは】

樹木の緑、河川の清流、新鮮なる大気に包まれた自然環境とこれらに包蔵された歴史的建造物、遺跡等及びこれらと一体をなして形成される環境

※「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」第2条より

## 序章

### (2) 「景観まちづくり」の必要性

金沢では、恵まれた自然や地形、歴史、伝統・文化を背景として、個性と魅力ある景観が継承されてきた。

しかしながら、近年、人々の生活様式の変化や価値観の多様化、経済性や効率性等を優先する風潮から、歴史的な建造物の減少、街並みの不調和、潤いある緑空間の減少、過度な屋外広告物等により、景観が大きく変容しつつある。

景観は、私たち市民の生活や意識の現れでもあることから、一人ひとりがそれぞれの役割を認識し、景観に対する関心を持って、気配りすることが重要である。

景観法の制定等により、全国的にも景観に対する人々の意識が高まる今日において、美しい景観まちづくりに対する重要性が増してきており、金沢においても、これまで受け継がれてきた個性と魅力ある景観を、協働による景観まちづくりによって良好なかたちで後代に継承していくことが必要である。

### (3) 「景観まちづくり」の展開に向けて

景観形成を実現していくうえで、異なる価値観の調整や、様々な都市活動・建築活動・社会生活等と調整を図っていくためには、コンセンサス（合意）の得られる考え方が重要である。

このような背景を踏まえ、美しい景観のまちづくりを総合的に展開していくためには、特に次のような二つの視点が必要である。

#### 1) 関係性をデザインする視点

景観まちづくりを進めるにあたっては、景観構成要素を個々に捉えるだけでなく、様々な構成要素の相互の関係性やその背景にある歴史性や人々の働きかけ、気候・風土との関係性等について総合的に捉える視点が重要である。

生活様式の変化や価値観の多様化が進む現代において、金沢固有の景観特性を基本として、「地」と「図」の関係や「統一性」と「多様性」のバランスを意識しながら、様々な関係性を良好にデザインし、金沢らしい景観形成を目指す。

#### 2) 金沢独自の景観形成の視点

景観特性はそれぞれの都市によって異なるものであり、金沢らしい景観をつくるためには、独自の景観形成の視点を構築しなければならない。

そのため、金沢固有の起伏ある地形の保全と、その上に継承されてきた地域の歴史遺産の保存・活用、さらに様々な時代の変遷を経た土地利用など、いわば重層的な景観の構図に加え、長い歴史を経て人々に受け継がれてきた伝統・文化や暮らし、季節ごとの習わしや、一日の移ろいを含めた景観文脈の再構築を金沢の景観を構成する上で重要な視点として捉え、魅力ある景観形成を進める。

## 序-2 計画の目的

「金沢市景観総合計画」は、以下のような視点に基づき、本市の景観行政における**長期的な行動指針計画**として取りまとめることを目的とする。

なお、本計画は概ね 10 年間の視野に入れた計画とし、社会情勢や大きな都市構造の変化に応じて、見直しを検討するものである。

### (1) 従来 of 景観施策の基本理念を継承・発展

- ・平成 4 年に策定した「金沢市都市景観形成基本計画」を継承・発展させるとともに、本市における今後の景観形成の理念、基本的考え方や目標を示す。

### (2) 将来を見据えた新たな視点の追加

- ・近年の社会情勢や都市構造の変化を反映し、新たに景観形成に向けた課題と方向性を把握する。
- ・これまでの本市における景観形成の取り組みとその成果を検証するとともに、将来的な視点から見た良好な景観形成の実現に向けた施策の体系化と具体的手法を整理する。

### (3) 景観法等各種法制度の活用

- ・景観法（平成 16 年）の施行を受け、本市においても景観法の活用による景観誘導の推進を視野に入れた内容の計画とする。
- ・本市における景観誘導施策の効果や現状を踏まえ、景観法や都市計画法、文化財保護法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法など、関連する法制度の活用や条例との連携等による、総合的な景観誘導施策の展開方針を明らかにする。

### (4) 市全域を対象とした景観誘導

- ・対象地域は、郊外部も含めた「市全域」に拡大し、これに対応した、新たなマスタープランとして内容を充足し、景観を誘導する。
- ・景観特性（景域、拠点・軸）や、景観の構造（時間・暮らし軸）を再確認する。
- ・市内各地域における景観の現状を把握し、景観形成に向けて必要な施策展開の方針を示す。

### (5) 協働による景観まちづくり体制の充実・強化

- ・美しい景観のまちづくりに向け、市民、事業者、設計者・施工者、行政の協働による施策推進体制の充実・強化を図る。
- ・市民の参画により、地域の暮らしや歴史・文化に根ざした景観を掘り起こし、より魅力ある景観まちづくりを展開する。

## 序章

### 序-3 これまでの取り組み

本市では、これまで、景観に関して次の取り組みを進めてきた。

#### (1) 本市における景観行政の経緯

昭和 39 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 長町武家屋敷群区域内の土塀、門等の修復新設事業制度を新設</li> </ul>
昭和 42 年 5 月 11 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中央有識者を迎え、「保存と都市開発診断」を実施</li> <li>● 金沢市伝統環境保存委員会を設立、同専門部会の設置</li> </ul>
昭和 43 年 4 月 10 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 金沢市伝統環境保存条例を制定</li> <li>● 金沢市伝統環境保存条例を施行</li> <li>● 伝統環境保存区域として 4 区域 (76. 56ha) を指定</li> </ul>
昭和 44 年 6 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 伝統環境保存区域を追加指定</li> <li>● 4 区域新設、1 区域拡大 (追加総面積 316. 67ha)</li> </ul>
昭和 45 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 風致地区内における建築等の規制に関する条例を制定</li> </ul>
昭和 45 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 伝統環境保存区域内寺院土塀修復事業補助制度を新設</li> </ul>
昭和 46 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新婚・新築記念樹配布制度の新設</li> </ul>
昭和 49 年 6 月 7 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「緑の都市宣言」議決</li> <li>● 「金沢市緑化推進要項」の策定</li> </ul>
昭和 52 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例を制定</li> </ul>
昭和 53 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 金沢都市美文化賞の新設 (民間団体の主導で実施)</li> </ul>
昭和 54 年 4 月 6 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 金沢市保存樹・保存樹林制度を新設</li> <li>● 「金沢市民憲章」の制定</li> </ul>
昭和 55 年 4 月 11 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 伝統環境保存区域内寺院山門修復事業補助制度を新設</li> <li>● 「水と緑の再生計画」を策定</li> </ul>
昭和 57 年 7 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 伝統環境保存区域を追加指定</li> <li>● 5 区域新設、2 区域拡大 (追加面積 29. 66ha)</li> </ul>
昭和 58 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 伝統環境保存区域沿道修景 (生垣化) 事業補助制度を新設</li> <li>● 指定保存対象物修復事業補助制度を新設</li> </ul>
昭和 59 年 1 月 3 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 旧主計町一帯整備計画を策定</li> <li>● 「21 世紀“金沢の未来像”」の策定 (都市景観構想)</li> </ul>
昭和 62 年 11 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「金沢市都市景観検討委員会」を設置</li> </ul>
昭和 63 年 1 月 4 月 5 月 11 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「金沢市都市景観懇話会」を設置 (6 回開催)</li> <li>● 「東山一丁目地区」地区計画制度導入 (1. 9ha)</li> <li>● 建設省「都市景観モデル都市」の指定</li> <li>● 「金沢市都市景観懇話会」提言</li> </ul>
平成元年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 金沢市政 100 周年「都市景観元年」</li> <li>● 「金沢市における伝統環境の保存および美しい景観の形成に関する条例」を制定</li> <li>● 都市建設部に都市景観対策室を新設</li> </ul>
平成元年 6 月 7 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「金沢市都市景観形成計画検討委員会」を設置</li> <li>● 「金沢市都市景観形成基本計画」の策定調査を開始</li> </ul>

平成2年 4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例」を施行</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「金沢市都市景観審議会」を設置（委員30名）</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 景観教育研究委員会を設置</li> <li>● 第1回「魅力ある金沢の都市景観写真コンテスト」作品募集</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 北陸ブロック都市景観形成推進協議会設立</li> <li>● 第1回「都市景観の日」、記念シンポジウムの開催</li> </ul>
平成4年 2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「金沢市都市景観形成基本計画」が都市景観審議会です承・市長へ答申</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「景観都市宣言」議決</li> </ul>
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市景観審議会専門部会に「計画部会」を新設</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 条例による区域指定、景観形成基準の告示</li> </ul>
平成6年 3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「金沢市こまちなみ保存条例」を制定</li> </ul>
平成7年 12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「金沢市屋外広告物条例」を制定</li> </ul>
平成8年 3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「金沢市用水保全条例」を制定</li> </ul>
平成9年 3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「金沢市斜面緑地保全条例」を制定</li> </ul>
平成12年 3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」を制定</li> <li>● 「金沢市における土地利用の適正化に関する条例」を制定</li> </ul>
平成13年 3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例」を制定</li> </ul>
平成14年 3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「金沢の歴史的文化資産である寺社等の風景の保全に関する条例」を制定</li> </ul>
平成15年 7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国が観光立国行動計画を策定</li> <li>● 国が美しい国づくり政策大綱を策定</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国が水とみどりの「美の里」プラン21を策定</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国が都市再生ビジョンを策定</li> </ul>
平成16年 6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国が景観緑三法を公布</li> </ul>
平成17年 3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「金沢市における美しい沿道景観の形成に関する条例」を制定</li> </ul>
平成17年 6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国が景観緑三法を全面施行</li> </ul>
平成17年 9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「金沢市における夜間景観の形成に関する条例」を制定</li> </ul>
平成21年 3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」を制定</li> <li>● 「金沢市屋外広告物等に関する条例」への改正</li> </ul>

**序章**

**(2) 景観関連条例**

本市は、これまでに、景観条例をはじめとした市独自の様々な景観関連条例を全国に先駆けて制定し、金沢市の良好な景観を形成してきた。以下に、景観に関連する条例の目的と主な制度概要を示す。

**【条例制定の流れ】**

昭和 43 年 4 月	● 金沢市伝統環境保存条例
平成 元年 4 月	● 金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例
平成 6 年 3 月	● 金沢市こまちなみ保存条例
平成 8 年 3 月	● 金沢市用水保全条例
平成 9 年 3 月	● 金沢市斜面緑地保全条例
平成 14 年 3 月	● 金沢の歴史的文化資産である寺社等の風景の保全に関する条例
平成 17 年 3 月	● 金沢市における美しい沿道景観の形成に関する条例
平成 17 年 9 月	● 金沢市における夜間景観の形成に関する条例
平成 21 年 3 月	● 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例

**1) 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例**

(平成 21 年 3 月 24 日条例第 4 号)

**●目的**

この条例は、本市における美しい景観のまちづくりについて、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観法の規定に基づく施策その他の美しい景観のまちづくりに関する施策の基本となる事項等を定めて美しい景観のまちづくりを総合的に推進することにより、本市の個性と魅力を磨き高め、後代に継承することを目的とする。

**●主な制度**

**・区域の指定**

美しい景観のまちづくりを推進するため、景観計画区域内において、「伝統環境保存区域」、「近代的都市景観創出区域」、「伝統環境調和区域」、「重要広域幹線景観形成区域」を定める。

**・景観形成基準**

指定区域ごとに、美しい景観の形成を図るための基本方針、建築物及び工作物の規模、位置、色彩、意匠及び形態、土地の形質、木竹の態様等を示した景観形成基準を定める。

**・行為の制限等**

景観計画区域内における届出事項、行為の制限等について定める。

**・景観重要建造物等の指定**

景観法に基づき、「景観重要建造物」、「景観重要樹木」の指定について定める。

**・眺望景観の保全**

美しい景観のまちづくりを推進するため、「保全眺望点」や「眺望景観保全区域」を指定する。

**・保存対象物**

美しい景観のまちづくりを推進するため、「保存対象物」として建築物など、木竹を指定する。



## 2) 金沢市こまちなみ保存条例（平成6年3月23日 条例第1号）

### ●目的

この条例は、金沢の歴史的な遺産であるこまちなみを市民とともに保存育成し、これらのこまちなみと一体となった市民の生活環境を良好なものとするにより、金沢の個性をさらに磨き高めることを目的とする。

### ●主な制度

#### ・保存区域の指定

こまちなみとして保存育成することが必要な区域を「こまちなみ保存区域」として指定する。

#### ・こまちなみ保存基準

保存区域ごとに、こまちなみを保存育成するための基準として、「こまちなみ保存基準」を定める。

#### ・建造物の登録

保存区域内の建造物のうち、区域の保存育成にとって特に重要な建造物を「こまちなみ保存建造物」として登録する。

#### ・行為の届出

保存区域内において、一定の行為をしようとするときは、市長に届出が必要である。

#### ・協定の締結

保存区域内に存する土地又は建造物の所有者等は、区域の保存育成のための協定を締結することができる。

## 3) 金沢市用水保全条例（平成8年3月25日 条例第7号）

### ●目的

この条例は、藩政時代から金沢のまちを網の目のように流れ、四季折々の風景を映し出し、市民生活にさまざまな恵みをもたらしてきた用水を、市民とともに保全することにより、潤いとやすらぎにあふれる本市固有の用水環境をはぐくみ、貴重な財産として後代に継承することを目的とする。

### ●主な制度

#### ・保全用水の指定

特に保全を必要とする用水を「保全用水」として指定する。

#### ・用水保全基準

保全用水ごとに、用水を保全するための基準として、「用水保全基準」を定める。

#### ・行為の届出

保全用水内において、一定の行為をしようとするときは、市長に届出が必要である。

#### ・愛護協定

市民は、その相互において用水の愛護を推進するための協定を締結することができる。

#### 4) 金沢市斜面緑地保全条例（平成9年3月26日 条例第1号）

##### ●目的

この条例は、金沢の起伏のある地形を造り、市民に憩いとやすらぎをもたらす斜面緑地を、動植物の貴重な生息地又は生育地として守り、都市の防災機能を確保しながら、市民と一体となって豊かなまちの緑として保全することを目的とする。

##### ●主な制度

###### ・保全区域の指定

斜面緑地として保全することが必要な区域や、隣接し一体となって保全効果を高めるために必要な区域を「斜面緑地保全区域」として指定する。

###### ・斜面緑地保全基準

保全区域ごとに斜面緑地を保全するための基準として、「斜面緑地保全基準」を定める。

###### ・行為の届出

斜面緑地保全区域内で一定の行為をしようとするときは、市長に届出が必要である。

###### ・協定の締結

区域内に存する土地又は建築物の所有者等は、斜面緑地の保全のための協定を締結することができる。

#### 5) 金沢の歴史的文化的文化資産である寺社等の風景の保全に関する条例

（平成14年3月27日 条例第10号）

##### ●目的

この条例は、古くから市民に親しまれ、市民の憩いとやすらぎの生活空間を創出してきた寺社等の建造物及びこれと調和のある周囲の緑が一体をなして醸し出している金沢の伝統的なたたずまいを残す風景を、市民とともに保全することにより、金沢の個性をさらに磨き高めるとともに、歴史的文化的文化資産として後代に継承することを目的とする。

##### ●主な制度

###### ・寺社風景保全区域の指定

寺社風景を保全するために必要な区域を、「寺社風景保全区域」として指定する。

###### ・寺社風景保全基準

保全区域ごとに、寺社風景を保全するための基準として、「寺社風景保全基準」を定める。

###### ・行為の届出

保全区域内において、一定の行為をしようとするときは、市長に届出が必要である。

###### ・協定の締結

地域の住民は、その相互において寺社風景を保全するための協定を締結することができる。

## 6) 金沢市における美しい沿道景観の形成に関する条例

(平成 17 年 3 月 25 日 条例第 6 号)

### ●目的

この条例は、本市の美しい沿道景観の形成について、市長、道路管理者等、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、美しい沿道景観の形成のための基本となる事項等を定めることにより、豊かな自然や歴史的な街並みが保全され、又は新しい都市空間が創出される周辺の環境と一体となった、市民が親しみ、誇ることができる沿道景観の保全及び創出を図り、もって地域の魅力の向上と人々の交流の促進に資することを目的とする。

### ●主な制度

#### ・沿道景観形成区域の指定

美しい沿道景観の形成のために必要な区域を「沿道景観形成区域」として指定する。

#### ・沿道景観形成基準

区域を指定したときは、形成区域ごとにおける美しい沿道景観の形成を図るための基準として、「沿道景観形成基準」を定める。

#### ・行為の届出

区域内において、一定の行為をしようとするときは、市長に届出が必要である。

#### ・協定の締結

沿道内に存する土地、建築物等又は広告物等の所有者又はこれらについて使用することができる権利を有する者は、その相互において当該沿道の美しい沿道景観の形成を図るための協定を締結することができる。

## 7) 金沢市における夜間景観の形成に関する条例

(平成 17 年 9 月 22 日 条例第 58 号)

### ●目的

この条例は、本市の夜間景観の形成について、市長、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、夜間景観の形成のための基本となる事項等を定めることにより、恵まれた自然、歴史的な街並み、新たな都市空間等の地域の特性に応じた良好な夜間景観の形成を図り、もって本市の個性と魅力を磨き高めることを目的とする。

### ●主な制度

#### ・照明環境形成地域および夜間景観形成区域の指定

良好な照明景観の形成を図るため、本市の土地利用に関する基準に基づき、「照明環境形成地域」を指定する。また、個性豊かで魅力的な夜間景観を保全・創出するために必要な区域を「夜間景観形成区域」に指定する。

#### ・照明環境形成基準および夜間景観形成基準

照明環境形成地域ごとに、良好な照明環境の形成を図るための基準として、「照明環境形成基準」を定める。また、夜間景観形成区域ごとに、金沢にふさわしい美しく魅力的な夜間景観を形成するための基準として、「夜間景観形成基準」を定める。

#### ・事前協議または行為の届出

照明環境形成地域内および夜間景観形成区域内において、一定の行為をしようとするときは、市長に届出が必要である。

**参考：金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例**

(平成13年3月23日 条例第6号)

●目的

この条例は、本市における緑豊かな環境を守り、育むまちづくりについて、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、緑のまちづくりを推進するための基本となる事項等を定めることにより、良好な自然環境及び生活環境の形成を図り、もって自然と人との共生、地球全体の温暖化の防止その他地球規模における緑の回復と保全に資することを目的とする。

●主な制度

・保存緑地の指定

市民生活における良好な環境を形成している緑地で特に必要があると認めるものを保存緑地として指定する。

・行為の届出

保存緑地内において、一定の行為をしようとするときは、市長に届出が必要である。

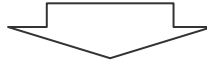
・保存樹等の指定

地域の美観風致を維持するため必要があると認めるときは、樹木又は樹木の集団を保存樹又は保存樹林として指定することができる。

## 序-4 近年の景観をめぐる動向

## 【国】

- ・観光立国行動計画（平成15年7月観光立国関係閣僚会議決定）
- ・美しい国づくり政策大綱（平成15年7月公表 国土交通省）
- ・水とみどりの「美の里」プラン21（平成15年9月公表 農林水産省）
- ・都市再生ビジョン（平成15年12月社会資本整備審議会答申）



- ◆景観緑三法（平成16年6月公布 国土交通省、農林水産省、環境省）
  - 景観に関する我が国初の総合的な法律である「景観法」
  - 都市計画法・建築基準法・屋外広告物法の改正等を行う「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」
  - 里山等の都市近郊緑地に対する手法を充実する「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」



景観法の施行（平成17年6月 国土交通省、農林水産省、環境省）
---------------------------------

- ◆歴史まちづくり法  
（平成20年5月公布、平成20年11月施行 文化庁、国土交通省、農林水産省）

## 【石川県】

- ・いしかわ景観総合条例制定（平成20年）
- ・いしかわ景観総合計画、石川県景観計画、石川県眺望計画策定  
（平成20年） など

## 【金沢市】

- ・景観形成に向けた各種条例の制定（沿道景観、夜間景観 など）
- ・金沢市都市計画マスタープラン策定
- ・金沢市緑の基本計画策定
- ・金沢市歴史遺産保存活用マスタープラン策定
- ・「城下町金沢の文化遺産群と文化的景観」の世界遺産暫定一覧表記載資産候補提案書の提出
- ・歴史まちづくり法に基づく歴史都市第一号認定 など

序章

序-5 上位計画・関連計画

(1) いしかわ景観総合計画

石川県では、平成20年に「いしかわ景観総合計画」を策定している。

当計画では、景観の保全・創出を図る必要性のより高い地域として、15の景観形成重要エリアを選定しており、その中には、金沢市域を含む範囲に設定された「金沢エリア」がある。

それぞれの範囲は、以下に示す通りであり、本市における景観形成においては、これらの景観形成重要エリアとの整合が求められる。

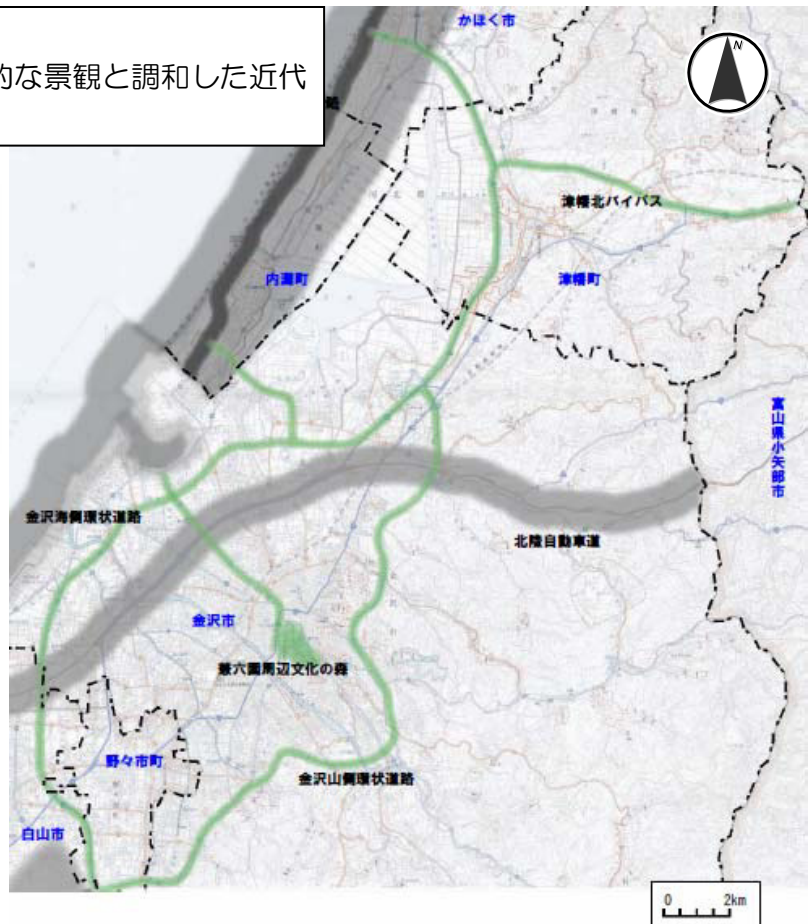
景観形成重要エリア		エリアの範囲	
金沢 エリア	(主要幹線道路沿道)	道路沿線	道路境界線から両側100m
		道路沿線を除く	兼六園周辺文化の森周辺を中心とし、積極的に景観形成を図る必要がある範囲
	(北陸自動車道沿道)	道路境界線から両側500m	
	(日本海沿岸)	陸域	汀線から500m
海域		汀線から1km	

金沢エリア

【目標】自然や歴史的・文化的な景観と調和した近代的な都市景観の創出

凡例		
	陸	景観形成重要エリア
	海	
	特別エリア	
	隣接する景観形成重要エリア	
	隣接する特別エリア	

※景観形成重要エリアとしては、北陸自動車道沿線エリア、加賀海岸エリアの一部を含む。



## (2) 金沢世界都市構想

平成 18 年に策定された金沢世界都市構想第 2 次基本計画では、「元気なまち」、「美しいまち」、「安心して暮らせるまち」金沢をつくるという 3 つの目標を掲げている。

特に、**目標 2 「美しいまち・金沢をつくる」**では、金沢のまちは、白山山系に連なる 3 つの台地、丘陵とその間を流れる 2 つの清流など、人智を超えた自然の造形がその基盤となっており、こうした潤いある自然環境の上に、私たちの先人の知見が積み重ねてきた歴史や文化、美しいまちなみが息づいており、これら金沢の財産である自然・歴史・文化を守り伝えていくためにも、これまで以上に人と自然との共生、自然と調和した都市環境の創出に心がけるとともに、歴史・文化を生かしたまちづくりに努めることで、金沢の大切な個性を磨き高め、地球環境にやさしい「美しいまち・金沢」をつくることを目指している。また、10 の重点プロジェクトの 1 つとして“古いものと新しいものが調和する「美しい景観」形成プロジェクト”を掲げている。

## (3) 金沢市都市計画マスタープラン

平成 21 年に策定された金沢市都市計画マスタープランでは、「第 2 章 都市の将来像」において、都市づくりの基本テーマを、『市民とともに、金沢らしさを守り育て、持続可能なまちづくりを進めることにより、世界の中で独特の輝きを放つ「**世界都市金沢の実現**』と設定している。また、都市づくりの基本的なテーマに基づき、次に示すような 8 つの目標を設定している。

- 世界に誇れる魅力と活力あるまちづくり
- 持続的発展が可能で質の高いまちづくり
- 歩行者・公共交通を優先した快適なまちづくり
- 歴史・文化・伝統を活かしたまちづくり
- 自然と共生する環境にやさしいまちづくり
- だれもが安心して暮らせる人にやさしいまちづくり
- 災害に強いまちづくり
- 協働で進めるまちづくり

## (4) 金沢市緑の基本計画

平成 21 年に策定された金沢市緑の基本計画では、「**ひと・まち・文化・歴史が織りなす緑あふれる都市づくり**」を基本理念とし、金沢市に蓄積された歴史的・文化的環境を活かしながら、多様で豊かな緑の環境を保全、活用さらに創出し、金沢らしさと快適で潤いのある都市を形成することを目指している。

また、次に示すような 4 つの基本施策を掲げている。

### ○自然と歴史が織りなす緑をまもり、いかす（緑の保全と活用）

本市の財産である“地形が生み出す緑”や“歴史が伝える緑”を保全し活用する。

### ○緑あふれる都市をつくる（緑の創出）

都市公園の整備と充実、市街地における緑の環境づくりによって市民に愛され、魅力あふれる緑豊かな都市をめざす。

### ○緑の輪をひろげる（緑のネットワークづくり）

“森の都金沢”にふさわしい緑のネットワークの形成をめざす。

### ○緑と親しみ、緑をつたえる（緑化活動の推進）

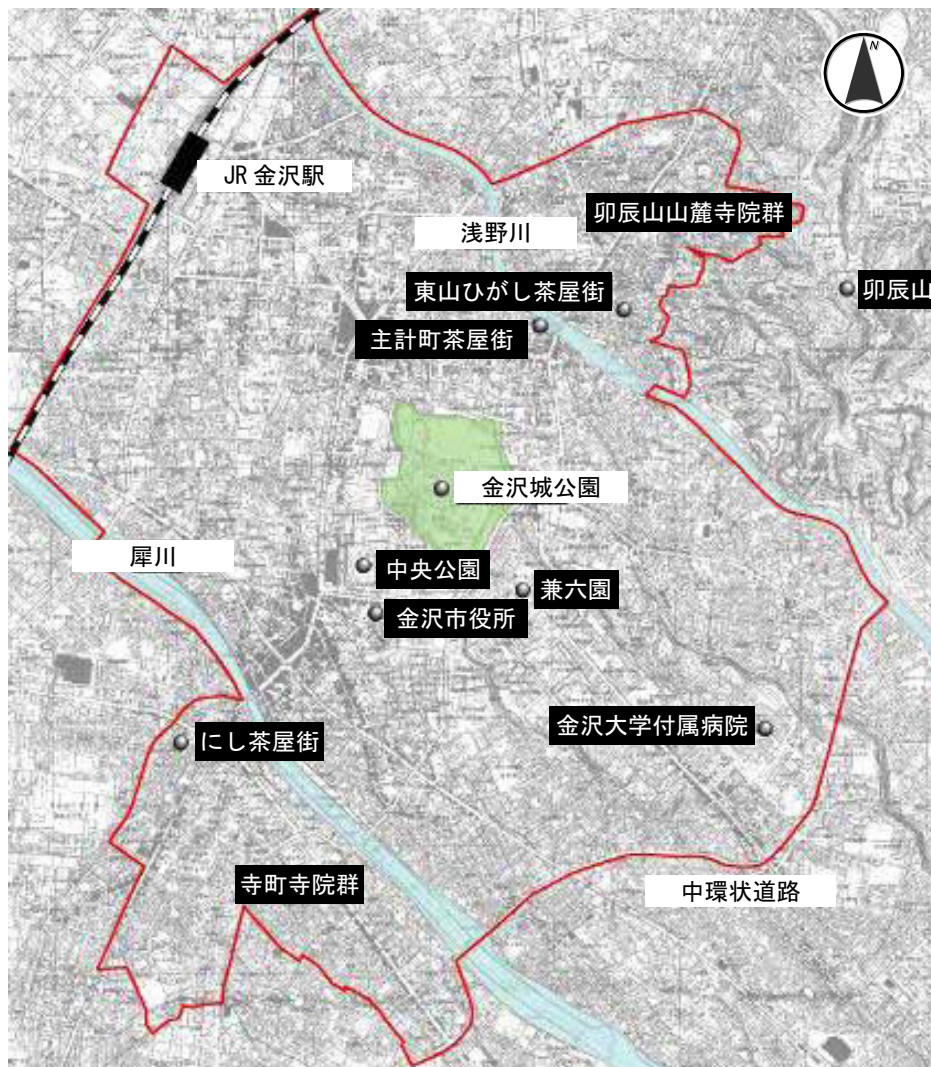
市民、企業、行政の一体的な協力体制をつくり、緑化活動を推進する。

### (5) 中心市街地活性化基本計画

平成19年に策定された中心市街地活性化基本計画では、下図のように、「北は、東山ひがし茶屋街をはじめとした歴史が色濃く残る区域、南は、にし茶屋街や寺院群が広がる区域、東は、金沢大学病院を含む浅野川と中環状道路に囲まれた区域、西は、JR北陸本線と犀川で囲まれた範囲」を中心市街地として設定し、人が住まい、集い、にぎわう美しいまちづくりの推進に取り組んでいる。

中心市街地の活性化を推進するには、中心市街地の魅力を高めることが重要であり、その際には、景観的な視点からのまちづくりが必要不可欠である。

【中心市街地活性化基本計画における中心市街地の範囲】



資料：金沢市中心市街地活性化基本計画（平成19年5月）